

〔史料紹介〕

## 正倉院宝物盗難事件に関する一史料

―大阪府立中之島図書館蔵「南都東大寺宝物」について―

伊藤 純

### はじめに

東大寺正倉院では、過去に何回か宝物の盗難事件が起っている。一回目は長暦三年（一〇三九）三月三日のこと。僧・長久等が北倉に入り、銀三〇両を盗み出すも、翌年五月一八日に捕えられる。二回目は寛喜二年（一二三〇）一〇月二七日。僧・顕識等が中倉に侵入して、鏡八面、銅小壺一箇、銅小仏三体を盗み出した。三回目は嘉暦三年（一二三二）で、この時は犯人が見つからなかったという。

四回目は慶長一五年（一六一〇）七月二日に起った盗難事件である。この時事件に関する記録が、これから小文で紹介する「南都東大寺宝物」である。

### 一 「南都東大寺宝物」について

慶長一五年の盗難事件に際して作製された「南都東大寺宝物」が綴じられているのは、大阪府立中之島図書館に蔵される石崎文庫のうちの一冊、『南都名勝舊記』である。

石崎文庫は奈良高畑の地で私設図書館を営んでいた漢方医・石崎勝蔵（一八四七～一九二〇）の旧蔵書である。私設図書館は明治二十三年（一八九〇）に開設されたが、昭和二十六年（一九五一）に和書六三二三冊・漢籍五一五冊が中之島図書館に入り、現在の石崎文庫となっている。石崎文庫目録<sup>②</sup>では「南都名勝舊記」とあり、その内容として

一卷南都東大寺寶物（慶長一七年）一卷東大寺大佛殿等修理状一卷  
一冊 寶曆一一年・明和元年無乘齋花珍写本

とある。実際に『南都名勝舊記』を手にしてみると、表題として貼り付けられた題箋には「南都<sup>興福寺</sup>東大寺舊記」とある。一冊の中に以下の三種の記録が綴じられている。

「南都名勝舊志」天和二年（一六八二）成立、明和元年（一七六四）花鈴書写。

「南都東大寺宝物」慶長一七年（一六一二）成立、書写年不明。

「東大寺大仏殿等修理状」元禄二二年（一六九九）成立、宝暦一一年（一七六一）無乘齋花鈴書写。

残念ながら「南都東大寺宝物」には書写年は記されていない。しかし、前後の「南都名勝舊志」と「東大寺大仏殿等修理状」の書写年から、「南都東大寺宝物」も一七六〇年前後に無棄斎花鈴なる人物が書写したものであろう。無棄斎花鈴は『国書人名辞典』に掲載される「渡部主税」であろう。辞書の記述では

渡部主税 わたなべちから

〔生没〕生没年未詳。江戸時代中期の人。〔名号〕本姓、菅原。名、吉賢。通称、主税。号、無棄斎・影馴亭・花鈴。〔経歴〕大阪の人。好事家として知られた。〔著作〕五参宮道之記〔宝曆六〕山王祭図〔明和二〕四種雑記 社記雑集 山城めぐり〔寛保元〕

とある。大阪に住まいしていた花鈴が、南都の三つの記録を写し、「南都興福寺東大寺舊記」として一冊の冊子として綴じたのであろう。

## 二 「南都東大寺宝物」の内容

「南都東大寺宝物」はこれまで正倉院史の研究にあつて、利用されたとののない史料と思われるので、以下全文を紹介する。

南都東大寺宝物 慶長十七壬子年十一月十三日

三倉 御改帳 北御倉下之櫃長持合紋いろは  
 い長持壹ケ之内 御鞍鐙四口分 以上入有之  
 ろ長持壹ケ之内 唐銅鉢大小百四十二 同透鉢三ケ 御鏡一面  
 は 同 唐銅椀七具 唐銅鉢式百十四ケ 唐銅皿三ケ  
 匙子七十八ケ

に	同	唐銅御器九十具 唐銅鉢十九ケ
ほ	同	御鏡大小式十六面
へ	同	碁盤三面 内一面家有 石式百八十 碁一ケ共
と	同	石盤三ケ 琵琶一面
		薬有 元花卜書付有之
		ち長持壹ケ之内 丹有リ
り	同	毛氈 赤色白色 十五枚
ぬ	同	幕綱付 白赤キ絹切在リ
る	同	瓔珞吹玉在リ
を	同	華幔幡之道具入在之
わ	同	書臺 唐ノ箱 小道具色々之 孫之手一 鏡一
		籠柳三箇
か	同	石盤五ケ 但龍之紋有リ
よ	同	石盤一ツ 華飾二ケ 琵琶一面 鳳凰金物一ケ
		塩硝一壺
		唐沓五足 白毛氈一枚 明長持一ケ 以上入有之

都合長持数十五棹

北之端御倉二階

た長持一ケ之内 真鍮簾之穂廿六本 丁子一箱 薬種色々一箱  
 れ 同 硯一面 双六盤一面 冠桶二ケ 籠柳六ケ 唐小箱一ケ  
 ケサン三ケ  
 そ 同 蓮華座二ケ 天蓋三ケ  
 つ 同 薬種 但元花卜書付有之

ね	同	法皇之御筆一管 御杖二本 御尺八二管 御弓一張 孫之手三ヶ 御下鞆一ヶ ヒイトロ但茶入有 香合一ヶ 菓種一箱 籠柳一ヶ 塗樽桶一ヶ 鈴一ヶ 御鏡家一ヶ 箱金紋一ヶ有 花瓶一ヶ 琵琶一面 シヤホン入有之 赤白毛氈五枚	き	同	色々小道具入有 水亀一ヶ 象牙一本 華幔道具十ヶ 御経筆墨一箱 金之輪一ヶ 御鏡一面 細道具一箱 御鞍二口 佛之大座一ヶ 甘草六本 ケサン五本 象牙尺八一 肉桂一袋 如石薬四ヶ 焼物壺二ヶ 壺一ヶ 焼物 琵琶袋一ヶ 唐織 菓種二袋 櫃ノ蓋一ヶ 布但唐布一卷 絹之切之有 墨塗之筒二ヶ 小箱四ヶ 唐紙二卷 御衣之道具色々有之 御枕一ヶ 孫之手一ヶ 箱二ヶ 御手巾掛一ヶ 香合一ヶ
ら	同	御茵蓐道具入有リ ヒイトロノ錫	ひ	同	御正躰金物一ヶ 簫一ヶ 太刀四十三振 琵琶一面 大紅沈 長式尺六寸四分 本口大サ同前 末口式尺二寸 三分 本口切欠一尺五寸 切口三ヶ一之 同小切三在 亦曰大紅塵 長三尺五寸 切欠短キ所三丁二尺四寸二分 重目四貫六百目余
む	長持一ヶ之内	御奇懸二ヶ 絹幕二走 唐箱金紋有二ヶ 毛氈紋有リ十三枚 御経軸一箱 唐紙赤白青一箱 人参有之 鈴一箱	忽	同	鹿角但十六俣一本 紫檀二本 唐木二本 蘭奢待 長サ五尺二寸五分 本口大サ四尺三寸 末口一 尺六寸式分 本口ヨリ半分迄中ウツヲ 亦曰蘭奢待ヲ黄熟香 長五尺二寸 末俣三寸八分 切欠穴三尺一寸一分 重目三貫三百五十目 御弓但人形画有リ一張 下緒但啄木二筋 御幣 唐銅鉢大小七十八 華幔十掛
う	同	瑪瑙石一箱	せ	同	
ぬ	同	御太刀十八振 大蛮琴一張 柄香炉一ヶ 笛一菅 尺八一菅 石帯一筋 水晶之珠数一連 一張 琵琶二面 簫一ヶ 御杖一本 下緒一箱 壺焼物一ヶ 明箱二ヶ	も	同	
の	同		す	同	
を	同		一	同	
く	同		二	同	
や	同		同		
ま	同				
け	同				
ふ	同				
こ	同				
え	同				
て	同				
あ	同				
さ	同				

都合長持数三十五棹 右御長持唯今北之倉ヨリ南ノ倉江移 南ノ倉ニ有之  
 小細々物北之倉江移也  
 中之御倉下壇  
 三長持二十六箇之内 長持三ヶ符ヲ切 今度盗取者有之 長持二十三ヶ如  
 昔符有之  
 中之御倉二階  
 四長持老ケノ内 色々衣類道具アリ  
 五 同 鴨毛ノ屏風一双  
 六 同 但南ノ御倉入 銀之壺二ヶ 銀之臺一ヶ 銀之鉢二ヶ  
 七 同 面十三 板二佛十四打付有之一枚  
 八長持一ヶ之内 但南ノ御倉入 銀提子但無口一ヶ 同鉢一ヶ 大鏡二面  
 九 同 御茵蓐之道具有  
 十 同 錦之幕入在  
 い 同 御倉之鍵二ヶ 色々古幕在  
 ろ 同 菓種色々在  
 は 同 面一ヶ 古幕色々在 但に印長持  
 に 同 木鉢一ヶ 古幕色々在 但は印長持  
 ほ 同 花籠四十九 古幕色々在  
 へ 同 絹幕色々在  
 と 同 小長持 琴一張 御弓一張  
 ち 同 御経入  
 り 同 布古幕在

ぬ 同 絹古幕在  
 る 同 御茵蓐色々在  
 を 同 菓種色々在  
 わ 同 長持十九之内ニ物無之  
 か 同 明長持三十内ニ物無之  
 都合長持六十八 此内明長持四十九  
 惣計長持数百四十四、此内明長持四十九ヶ 以上

右今度當寺三倉江、寺僧福藏院・中證院・北林院入盜賊付而、此三院擲捕  
 糺明之上、賊徒無隱旨、致白状、依贓物出被成、御成敗則為、  
 勅符倉故、任先例 勅使柳原辨殿持參勅符、并倉中御改、關東御奉行永井  
 弥右衛門、南都御參向候而、五師中立合、三倉殘物相改、帳面書付、為後  
 證所致判形如件、

東大寺年預五師

慶長十七壬子年十一月十三日

清涼院 在判  
 無量壽院 在判  
 金藏院 在判  
 上生院 在判  
 永井弥右衛門 在判

以上が五丁にわたって書かれた「南都東大寺宝物」である。倉内の長持  
 に収められている品を記し、最後の数行には、宝物の盗難が判明したため、  
 勅使立ち会いのもとに倉内の調査を行った旨が記されている。

### 三 「南都東大寺宝物」の記述

所々の長持の記号のあとに「長持壹(一)ケ之内」とあるのは、各倉の冒頭の行と、丁のウラの最初の行にあたる部分、すなわち冊子を見開きにした時に、右端の行の記述である。左に続けて同じく「長持壹(一)ケ之内」なので、これを省略して「同」と記している。

「三倉御改帳」とあるが、調査されたのは「北御倉下」「北之端御倉二階」「中之御倉下壇」「中之御倉二階」であり、南倉についての記述はない。調査箇所とある長持合計数については、「北御倉下」は一五箇であり、「都合長持数十五棹」と一致する。「北之端御倉二階」では三四箇の長持の記述があるが、「都合長持数三十五棹」とあり、合計数は一致しない。「中之御倉二階」の最後にある「都合長持六十八 此内明長持四十九」は、

北下一五+北二階三四+中二階一九(「わ」「か」の明長持を除く) 〓  
六八(実数)

を示しているであろう。「惣計長持数百四十四」は

実数六八+中下二六+明長持四九〓一四三

であり一致しない。原本での誤りか、書写段階での写し間違いかは分からない。

### 四 「南都東大寺宝物」が記された状況

慶長年間の盗難事件については慶長一九年(一六一四)二月一日に記された「慶長十九年薬師院実祐記」が知られている。この記録は、初めにそれまでの三倉の開封の次第を記す。次に天正二年(一五七四)の織田信長による蘭奢待の截香の事、慶長八年(一六〇三)の徳川家康による三倉の修理と開封、さらに慶長の宝物盗難事件の記述となる。

「慶長十九年薬師院実祐記」に記された盗難事件の記述を時系列で整理すると以下ようになる。

慶長一五年七月二一日

寺僧の福蔵院・北林院・中證院の三人が、正倉院北倉の床下を切り破り、宝物を盗出す。

慶長一七年三月二一日

上生院口賢房法印・無量寿院長円房得業・清涼院卿公擬講らは、市中で不思議な物が売りに出ているというのを耳にしたので、正倉院の宝蔵を調べてみたところ、盗難があることが判明した。大和国守護代・大久保石見守の代官・鈴木左馬助に報告した。彼の案内で京都所司代・板倉伊賀守へも相談した。このことは駿河国いた徳川家康にも注進された。先ず宝蔵に仮屋を作り、勅使を申し下すことになった。

慶長一七閏一〇月二一日

大久保石見守の下奉行・杉田九郎兵衛は、仮屋を検分するという事で、寺の老若中を三蔵へ呼び寄せ、そのついでに福蔵院・北林院・中證院を、当時奈良町奉行の地位にあった中坊へ同行し、捕らえた。

慶長一七年閏一〇月二四日

下奉行・杉田九郎兵衛は、福蔵院・北林院・中證院を京都へ護送し、京都所司代・板倉伊賀守の前で、盗品を買った相手と対峙させたところ、ことごとく白状した。三名は京都の牢屋にこの日から入れられた。

慶長一七年十一月二一日

勅使・柳原弁殿が下向。

慶長一七年十一月一三日

宝蔵を開封し、宝物を点検した。盗人の捜査は杉田九郎兵衛によって進められた。

慶長一七年一月二九日

盗人の三人を籠より出し、その日は伏見まで向かい、一泊した。

慶長一七年一月三〇日

奈良へひき下り、中坊の籠に入れた。その夜半から猿沢池畔に設置した詰籠の中にいれ、曝者とした。籠は一人ずつ仕切つてあつた。奈良町中より、昼間は一〇人、夜は二〇人の番人が出て、囚人の三人を監視した。これとは別に、奉行大久保石見守より三人の役人が出た。

慶長一八年四月初め

中證院が籠の中で死んだ。

慶長一八月二五日

奉行大久保石見守が死亡してしまつたので、衆徒出身の中坊が代わつて事にあたつた。

慶長一九年二月一七日

福蔵院・北林院と、宝物の売買を手伝つた学順という者を籠からひき出し、奈良坂の北高座で曝し者にし、処刑した。

このような盗難事件の顛末をみると、「南都東大寺宝物」が書かれた慶長一七年一月一三日は、勅使・柳原弁殿立ち会いのもとに正倉院を開封し、宝物を点検したまさにその日である。宝物点検当日の記録がこの「南都東大寺宝物」である。

## 五 「南都東大寺宝物」から判明する事実

### (一)「東大寺三蔵御宝物御改之帳」との関係

慶長一七年一月一三日の宝物点検記録として「東大寺三蔵御宝物御改之帳」が知られている。「東大寺三蔵御宝物御改之帳」と「南都東大寺宝物」を比較しやすいように表を作成した。

「東大寺三蔵御宝物御改之帳」と「南都東大寺宝物」、一見して分るのは同じ品についての表記の違いである。「東大寺三蔵御宝物御改之帳」では仮名まじりの表記が多いのに対して、「南都東大寺宝物」ではほとんどが漢字表記となっている。宝物点検の当日の様子を想像してみたい。宝物についての知識がある担当者が一つ一つの長持ちを開けながら、宝物の名称と数を言葉に出して発声し、傍らに控えている記録担当者が、耳で聞いたその言葉を記していったのである。「カラカネ」と聞こえたのを、即座に「唐銅」と記すことができず「からかね」と書く。「シンチウノスタレノオ」を「真鍮簾の穂」と書くことができず耳に入ってきた「しんちうのすたれのを」と書いたのだろうか。このように考えると、「東大寺三蔵御宝物御改之帳」が宝物点検当日のその場でのメモ書きであり、「南都東大寺宝物」は当日の生の記録を整理し清書した、役所的な盗難事件に関する書類と思われる。「南都東大寺宝物」の末尾に、数行にわたる事件についての記述と、「東大寺年預五師」の署名があることもこのような推定を補強するものである。北一ろ「大小からかね」||「唐銅鉢」や、北一ふ「鞍」などをはじめ、いくつかの品で個体数の相違がある。「東大寺三蔵御宝物御改之帳」が点検現場での生のメモ書きであるとすれば、後日の清書である「南都東大寺宝物」が記す個体数があやまっているのであろう。

え	こ	ふ	け	ま	や	く	お	の	み	う	む	ら	な	ね	つ	そ	れ	た	北端2階	よ	か	わ	を	る	ぬ	り	ち	と	へ	ほ	は	ろ	い	北倉下	東大寺二蔵御宝物御改之帳続々群書類従16)	南都東大寺宝物																															
笥(1)・前後鏡(1)・箱(3)	小箱(1)・色々小道具・下箱(1)	鞍(2)・轡(1)・懸半泥障(2)	明箱(2)	琴(1)・琵琶(2)・篋(1)・杖(1)・下緒(1)・壺(1)・明箱(2)	太刀(18)・大しやみせん(1)・糸香炉(1)・笛(1)・尺八(1)・石の帯(1)・水精の念珠(1)	瑪瑙石(1)	人參	経軸(1)・唐紙赤白青(1)	毛氈(13)	奇懸(2)・絹幕(2)・唐箱(1)	茵褥道具・ヒイトロの綿	赤白毛氈(5)	シヤホン	法皇の筆(1)・杖(2)・尺八(2)・弓(1)・まこ(3)・下箱(1)・ヒイトロ・香合(1)・薬種(1)・籠柳(1)・塗樽桶(1)・鈴(1)・鏡家(1)・箱金紋(1)・花瓶(1)・琵琶(1)	薬種	蓮華座(2)・天蓋(3)	硯(1)・双六盤(1)・冠桶(2)・籠柳(6)・唐小箱(1)・ケサン(3)	真鍮籠の徳(26)・丁子箱(1)・薬種色々(1)	石盤(5)	書台・唐箱・孫の手(1)・鏡(1)・籠柳(3)	華幔幡の道具	環珞吹玉	毛氈赤色白色(15)	幕網付白赤絹切れ	丹	菓	菓	基盤(3)・石(20)・石盤(3)・琵琶(1)	鏡(26)	唐銅器(90)・唐銅鉢(19)	唐銅鉢(14)・唐銅透鉢(3)・鏡(1)	唐銅鉢(7)・唐銅鉢(24)・唐銅皿(3)・匙子(78)	唐銅器(90)・唐銅鉢(19)	鞍(2)・轡(1)	大小からかね(10)・すかし鉢(3)・鏡(1)	からかね控(7)・からかね(24)・皿(3)・茶匙(78)	からかね盤(90)・鉢(19)	鏡(26)	基盤(3)・石(20)・石盤(3)・琵琶(1)	丹	白赤もせん(15)	幕の網白赤	屋うらくふさ玉	気まん幡の道具	志よたい(1)・唐箱(1)・まこ(1)・鏡(1)・こり(3)	石盤(5)	石盤(1)・けうそく(2)・琵琶(1)・法皇の金物(1)・壺塩硝・唐舎(5)・白もせん(1)・明長持(1)	薬色々・しんちうのすたれの女(26)・丁子箱(1)	硯(1)・双六盤(1)・冠桶(2)・こり(6)・唐小箱(1)・計算(3)	蓮花之座(2)・てんがい(3)	薬	法皇の筆(1)・杖(2)・尺八(2)・弓(1)・まこ(3)・杖(1)・さすが(1)・びいどろの薬すり(1)・香箱(1)・薬(1)・こり(1)・鈴(1)・鏡之家(1)・箱金にて紋(1)・花立(1)・塗桶(1)・琵琶(1)	白赤もせん(5)	しとねびいどろの櫃(2)	よりかり(2)・絹の幕(2)・かうの箱(1)	もうせん(13)	経軸(1)・青白赤唐紙(1)	人參	鈴(1)	めなう石(1)	尺八(18)・大しやみせん(1)・糸香炉(1)・笛(1)・尺八(1)・石の帯(1)・水精の念珠(1)	瑪瑙石(1)	鈴(1)	琴(1)・琵琶(2)・篋(1)・杖(1)・下緒(1)・壺(1)・明箱(2)	鞍(1)・轡(1)・泥障(2)	箱(1)・色々小道具・下箱(1)	笥(1)・両方鏡(1)・箱(3)

て	あ	さ	き	ゆ	め	み	し	ゑ	ひ	も	せ	す	一	二	中倉下	三	中倉2階	四	五	六	七	八	九	十	い	ろ	は	に	ほ	へ	ち	り	ぬ	る	を	わ	か																																					
鏡(7)・かねの輪(1)	鞍(2)・轡(1)	箱(12)・すいびん(1)・糸香炉(2)・かねの鉢(1)・三鉢(1)	色々小道具・水魚(1)	さうげ(1)・けまん道具(10)・筆墨懸(1)・かねの輪(1)・鏡(1)・こま(1)・ま道具(1)	鞍(2)・仏の大座(1)	甘草(6)・計算(5)・さうげの尺八(1)・肉桂(1)・石の様成(1)・焼物(2)	壺(1)・琵琶袋(1)・薬種(2)・箱の蓋(1)	唐布(1)・網のこま(1)・ま道具	黒漆の筒(2)・小箱(4)・とうし(2)	色々衣の道具	枕(1)・まこ(1)・箱(2)・手巾懸(1)・香合(1)	板に仏らかな物に铸付(1)・篋(1)・太刀(43)・琵琶(1)	大ナル紅沈	鹿角(1)・紫壇(2)・木(2)・蘭者待・弓・たくぼくの下緒(2)・御幣・からかね鉢(78)	長持(26)	内三ツ 風符を切り盗申	色々の着類	鴨毛屏風(1)	内2ツ但南倉(入り銀壺(1)・鉢(2)	面(13)・板に仏(14)	内1ツ但南倉入り銀無口の提 鉢(1)・大鏡(1)	いろいろしとねの道具	色々錦の幕	色々古幕・蔵の鏡(2)	色々葉	木の鉢(1)・色々古幕	色々の布幕・面(1)	花か(49)・色々古幕	網の幕色々	琴(1)・弓(1)	経入	布古幕	網古幕	色々しとね	色々葉	明長持(19)	明長持(30)	鏡(7)・金輪(1)	鞍(2)・轡(1)	箱(12)・水瓶(1)・柄香炉(2)・金鉢(1)・三鉢(1)	色々小道具・水魚(1)	象牙(1)・華幔道具(10)・経筆墨(1)・金輪(1)・鏡(1)・細道(1)	鞍(2)・仏の大座(1)	甘草(6)・ケサン(5)・象牙尺八(1)・肉桂(1)・如石薬(4)・焼物(2)	壺(1)・琵琶袋(1)・薬種(2)・櫃蓋(1)	唐布(1)・網の切	黒漆の筒(2)・小箱(4)・唐紙(2)	衣の道具色々	枕(1)・孫手(1)・箱(2)・手巾掛(1)・香合(1)	正躰金物(1)・篋(1)・太刀(43)・琵琶(1)	大紅沈	鹿角(1)・紫壇(2)・唐木(2)・蘭者待・弓(1)・下緒(2)・御幣・唐銅鉢(78)・華幔(10)	長持(26)	うち3箇盗取者あり	色々衣類道具	鴨毛屏風(1)	但南倉入り 銀壺(2)・銀台(1)・銀鉢(2)	面(13)・板(1)	但南倉入り 銀提子(1)・銀鉢(1)・大鏡(2)	錦幕	倉の鍵(2)・色々古幕	薬種色々	面(1)・古幕色々	木鉢(1)・古幕色々	花籠(49)・古幕色々	網幕色々	琴(1)・弓(1)	経入	布古幕	網古幕	茵褥色々	菜種色々	長持(19)物無し	長持(30)物無し

(二) 盗人が入り込んだ場所

「慶長十九年葉師院実祐記」では

長拾五年庚戌七月廿一日ニ、…(中略)…彼三人スバム由ニテ宝蔵之

下江切々參候而盗人ニ可入由談合、今両三人申合、北ノ蔵ノ下ヲ切破、

盗人ニ入候ヲ、

とある。この記述から正倉院史の研究では盗人が破ったのは北倉とされてきた。しかし、「南都東大寺宝物」には

中之御倉下壇

三長持二十六箇之内 長持三ヶ符ヲ切 今度盜取者有之 長持二十

三ヶ如昔符有之

「東大寺三蔵御宝物御改之帳」でも

中之御蔵下段

三長持式拾六 内三ツ符を切盜申候、式拾三符如昔有、

これらの記述によれば、盗人が破ったのは中倉であることが分る。北倉・

中倉・南倉は内部で行き来することのできない別々の独立した空間である。

中倉は北倉と南倉の側壁をそのまま北と南の壁としており、正面と背面(西

面)は厚板を嵌め重ねた板壁となっている。<sup>5)</sup>「南都東大寺宝物」では「中

之御倉下壇」長持ち三つが封を切られており、「今度盜取者有之」と明記さ

れており、「東大寺三蔵御宝物御改之帳」でも同じ内容である。したがって、

慶長一五年七月二日に盗人が入ったのは北倉の床下からとされてきたが、

中倉の床を破り、宝物を盗み出していたのである。

おわりに

これまで知られていなかった中之島図書館蔵の「南都東大寺宝物」を紹

介した。

「東大寺三蔵御宝物御改之帳」との比較から、宝物点検のその場での記録メモが「東大寺三蔵御宝物御改之帳」であり、「南都東大寺宝物」は盗難事件に関する正式の書類であろうと考えた。

また、これまで盗人が入ったのは北倉とされてきた。しかし、「南都東大寺宝物」「東大寺三蔵御宝物御改之帳」の記述から、盗人は中倉の床を破っていたことが分った。

僅かではあるが、正倉院の歴史について新たな事実が提示できたといえよう。

註

(1) 堀池春峰「正倉院の盗人」(『歴史評論』一〇九号 一九五九年)、安藤更生『正倉院小史』(国書刊行会 一九七二年)、中川登史宏『正倉院物語』(向陽書房 一九八二年)。

(2) 『大阪府立図書館蔵石崎文庫目録』(一九六八年)。

(3) 『続々群書類従 第十六 雑部』所収。

(4) 『続々群書類従 第十六 雑部』所収。

(5) 橋本義彦『正倉院の歴史』(吉川弘文館 一九九七年)四頁。このような倉内の構造は「正倉院正倉整備工事 第5回現場公開」(二〇一四年二月一日参

加)で確認できた。